

金ヶ崎町告示第99号

金ヶ崎町長事務部局の行政組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成30年7月31日

金ヶ崎町長

金ケ崎町規則第19号

金ケ崎町長事務部局の行政組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

金ケ崎町長事務部局の行政組織及び事務分掌に関する規則（昭和53年金ケ崎町規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(分掌事務)				(分掌事務)			
第4条 各課及び課に置く室等の分掌事務は、次のとおりとし、各課所管の予算の整理及び庶務に関する事務は、各課共通の分掌事務とする。				第4条 各課及び課に置く室等の分掌事務は、次のとおりとし、各課所管の予算の整理及び庶務に関する事務は、各課共通の分掌事務とする。			
課	室	係	事務分掌	課	室	係	事務分掌
総合政策課		政策係	略	総合政策課		政策係	略
		行政係	(1)～(15) 略			行政係	(1)～(15) 略
			(16) 庁内電話交換業務に関すること。 (17) 固定資産評価審査委員会に関すること。				(16) 庁内電話交換業務に関すること。
		略				略	
略				略			
税務課		賦課係	略	税務課		賦課係	略
		評価係	(1)～(4) 略			評価係	(1)～(4) 略
			(5) 固定資産評価審査委員会に関すること。				(5) 固定資産評価審査委員会に関すること。
		略				略	
略				略			
中央生涯教育センター	地域づくり推進室		略	中央生涯教育センター	地域づくり推進室		略
		生涯教育係	略			生涯教育係	略

		略				略	
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。